

令和2年第11回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年11月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和2年11月25日 午後3時3分							
閉 会	令和2年11月25日 午後4時10分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	欠席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒巻 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人			酒巻 貞夫 ・ 小林 町子					
議事参与			野本 佳永 ・ 榎 友美					
書 記								

会議事件名

- 議案第38号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第40号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第41号 令和2年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第42号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

開会 午後 3時 3分

【会長代理】 これより、令和2年第11回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が2か所あります。
差し替え分をすでに配布してありますので、そちらをご覧ください。
6ページの会長先決規定第3条による専決事項の報告で、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件数と、7ページの農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件数に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号9番 酒巻 貞夫 委員・番号11番 小林 町子 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第38号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第38号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 14筆
番号32
受人は稲作と花卉を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は252.32アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当

	しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号32について調査してまいりました。受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花卉を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井憲一 推進委員】	番号32について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号33について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号33 受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は660日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は289.98アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルから1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3

	条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号33について調査してまいりました。受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稲と花卉を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井憲一 推進委員】	番号33について調査してまいりました。今回、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第38号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	それでは、議案について説明します。 議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請 1件 1筆

	<p>番号 5</p> <p>申請人は稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、農家住宅敷地に接する土地に建つ農業用倉庫の建て替えを計画したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和 45 年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、農業用倉庫を建設し、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅敷地の拡張として申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号 5 について調査してまいりました。申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第 1 種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。農家住宅の敷地拡張ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【栗原弘喜 推進委員】	番号 5 について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和 45 年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 39 号について原案のとおり

	り決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。						
【一同】	(全員挙手)						
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第39号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。						
【事務局】	議案第40号 農地法第5条の規定による転用許可申請 <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>9件</td> <td>15筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>2件</td> <td>11筆</td> </tr> </table> 番号53 受人は、現在リサイクル事業協同組合の代表理事を務めています。現在作業所に組合員用の駐車スペースがなく、前面道路に駐車せざるを得ない状況であるため、貸駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。	所有権の移転	9件	15筆	賃借権の設定	2件	11筆
所有権の移転	9件	15筆					
賃借権の設定	2件	11筆					
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。						
【薊 勇 農業委員】	番号53について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。 組合員用の貸駐車場を設置するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。						
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。						
【岩崎新一 推進委員】	番号53について調査してまいりました。申請地には貸駐車場を設置するというのですが、隣接農地との境界には枕木を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じ						

	<p>るおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>リサイクル事業協同組合ということで、ゴミの収集や分別を行うかと思うが、地下水の汚染等、周辺の農地に影響はでないのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>今回の申請地は駐車場以外の利用はしないので、そういった影響はありません。</p>
【議長】	<p>ありがとうございます。次に番号54について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号54 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【中島栄司 農業委員】	<p>番号54について調査してまいりました。申請地は駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということが、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【金子俊昭 推進委員】	<p>番号54について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということが、隣接との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後水路に放流します。こ</p>

	のため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号55について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号55 受人は、現在市内で運送倉庫業を営んでいます。現在賃貸借契約をしている駐車場を返却することになり、また、労務管理や防犯対策の課題を解決するため、新しい駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号55について調査してまいりました。 申請地は、おおむね300メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号55について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置することですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号５６について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号５６ 受人は、現在市外のアパートに夫婦２人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【酒巻貞夫 農業委員】	番号５６について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井浩一 推進委員】	番号５６について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【渡邊秋夫】	所有を持分でわけていることについて、税金の還付金についても影響があると

【農業委員】	思うが、わかったうえで持分をわけているのか。審査の対象にはならないかもしれないが、指導をしないといけないのではないか。
【事務局】	今回のような住宅を建築する場合は、農業委員会の許可だけでなく住宅建築課の許可も必要になるので、税金面についても調整していただいているものと考えている。事務局としては専門的な知識も無いので指導は難しいと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に番号57について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号57 受人は、現在市外で土木工事請負業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における護岸修繕工事のため、本申請地を進入路として借り受け、一時転用として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤井廣一 農業委員】	番号57について調査してまいりました。 申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。進入路として一時転用する期間は5ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【大塚明夫 推進委員】	番号57について調査してまいりました。進入路として一時転用を行うということですが、申請地には鉄板を敷き、建設重機・資材の搬入を行います。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号５８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号５８ 受人は、市内で工務店を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道１７号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、会社の資材置場が収用されることになり、会社の資材置場を除却したため、代替地を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号５８について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。貸倉庫の建築及び貸資材置場を設置するとのことで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号５８について調査してまいりました。貸倉庫の建築及び貸資材置場を設置するということが、隣接する農地はありませんが、境界にはブロックを設置します。建築する倉庫には上水、排水施設はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の

	ある方は挙手願います。
【加藤 豊 農業委員】	転用目的は本当に資材置場なのか。受人が工務店を営んでいるので、住宅を建築してしまうのではないか。
【事務局】	住宅建築課の開発申請と同時申請、同時許可なので、住宅を建築してしまうというのはあまり考えにくいと思います。
【酒巻貞夫 農業委員】	倉庫と資材置場の違いはなんですか。
【事務局】	資材を置く場所に屋根があるかないかの違いです。また、倉庫は宅地として、資材置場は雑種地として登記されます。
【議長】	ありがとうございます。次に番号59について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号59 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを216枚設置し、発電の規模は75.6kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきまして、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号59について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという一方で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【中根新一 推進委員】	番号59について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するということですが、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。また、申請地には防草シートを敷き、定期的に除草作業を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号60について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号60 本申請は、受人の義父が申請地の隣地の宅地及び住宅を所有しており、受人はその住宅を借りることとなっています。その自己用住宅敷地の拡張を理由とする転用の申請です。この宅地は袋地になっており、市道と接していないため、市道と接する土地の一部を通路敷として借りることになりました。申請地は、借りる通路敷が宅地に接する部分の先に位置しており、通行するために必要となります。そのため、所有者に話をしたところ、本申請地を譲り受ける話がまとり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号60について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の敷地拡張ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力と

	も問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【荒川 功 推進委員】	番号60について調査してまいりました。自己用住宅の敷地拡張ということですが、隣接する農地との境界にはブロックが設置してあります。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号61について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号61 受人は、現在市内で建築土木業を営んでいます。鴻巣市道路課から発注を受けた橋梁改修工事のため、本申請地を仮設事務所、資材置場及び工事車両の通路敷として借り受け、一時転用として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子一男 農業委員】	番号61について調査してまいりました。 申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、今回の申請は工事用地としての一時転用で「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。工事用地として一時転用する期間は5ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められ

	るため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細野 清 推進委員】	番号61について調査してまいりました。工事用地として一時転用を行うということですが、申請地には土嚢及び鉄板を敷き、建設重機・資材の搬入を行います。このため、一時転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	渡人に被相続人、相続人とあるのはなぜか。
【事務局】	相続が終わっていないためです。一時転用の場合は相続が済んでいなくても申請することができます。
【渡邊秋夫 農業委員】	相続人とは代表者のことなのか。
【事務局】	法定相続人がわかるように申請してもらい、相続人代表者も決めていただいています。
【議長】	ありがとうございました。次に番号62について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号62 受人は、現在市内の妻の実家に4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【島田眞佐雄農業委員】</p>	<p>番号62について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【飯野義男推進委員】</p>	<p>番号62について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号63 質問がございませんので、次に番号63について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号63 受人は、現在市外の借家に2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【島田眞佐</p>	<p>番号63について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心</p>

雄農業委員】	とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野義男 推進委員】	番号63について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第40号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第41号 令和2年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員の配偶者、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員が借受人となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につき</p>

	<p>ましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退席)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 議案第41号 令和2年第2回鴻巣市農用地利用集積計画について 議案書5ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。 利用権の新設定は、田 28,679 m² 畑 57,059 m² 136筆 再設定は、田 20,215 m² 畑 212,340.98 m² 486筆 合計しまして、318,293.98 m² 622筆です。 以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること ② 利用権の設定等を受けた後において、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること 各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p> <p>【一同】 (質問なし)</p> <p>【議長】 それでは採決を行います。議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【一同】 (全員挙手)</p> <p>【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第41号は原案のとおり決定いた</p>
--	---

	<p>します。</p> <p>(退席した委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第42号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案第42号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について 賃借権の設定 19件 29筆 24,021㎡ 令和2年11月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第42号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和2年10月13日～令和2年11月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出 1件 2筆 951㎡ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出 所有権の移転 10件 16筆 8,128.58㎡ 合計届出件数 11件 18筆 9,079.58㎡ これらは、全て会長専決でございます。</p>

	<p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p>
【会長代理】	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根募金について
【議長】	次に、推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録公開について ・農業者年金普及資材について ・道路の泥について（農政課の「農家の皆様へのお願い」を配布） ・農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者の募集について ・女性農業委員の冊子の配布について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和2年第11回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年12月25日（金）午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 4時10分</p>